

# 〈はまぎん〉ファクシミリ振込サービス利用規定

〔平成22年 8月改定〕

## 第1条【サービスの内容】

### (1) 利用可能なサービス

「〈はまぎん〉ファクシミリ振込サービス」(以下「本サービス」といいます)は、本サービスの利用者(以下「契約者」といいます)自らが占有・管理するファクシミリ機器またはプッシュホン電話機(以下「端末機」といいます)からの振込依頼書または振込明細(以下「振込明細」といいます)の送信による依頼(以下「振込依頼」といいます)に基づき、次のサービス(内訳サービス)を利用することができます。

なお、プッシュホン電話機の操作による振込依頼方法を以下「PB振込」といいます。

- ① 総合振込サービス
- ② 給与振込サービス

### (2) 内訳サービスの利用基準

#### ① 総合振込サービス

下記②の給与振込以外の支払資金の預金口座振込方法をいいます。ただし、配当金・年金・財形給付金等、全国銀行協会連合会制定の「標準通信プロトコル」で別に定める資金の振込を除きます。

なお、振込方法(電信・文書区分)はすべて「電信扱い」とし、「文書扱い」とすることはできません。また、振込依頼人(資金の種類)が国(国庫金)・地方公共団体等(公金)の場合、本サービスは利用できません。

#### ② 給与振込サービス

企業または個人事業主がその役員ならびに従業員(以下「受給者」といいます)に対して支払う資金(報酬・給与・賞与等)の預金口座振込方法をいいます。ただし、本サービスでは国家公務員・地方公務員等にかかる給与振込の取り扱いはできません。

## 第2条【利用条件】

### (1) 利用可能な端末機

本サービスが利用できる端末機の機種およびバージョン等は、株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)所定のものに限りします。

### (2) 利用可能日・利用可能時間

① 本サービスの利用日、利用時間は、いずれも当行が定めた「利用可能日の利用可能時間」(以下「利用可能時間」といいます)内とします(本利用規定別表のとおり)。ただし当行は契約者に事前には通知することなくこれを変更することができることとします。

② 当行の責によらない回線障害、回線工事等が発生した場合は、利用可能時間中であっても契約者に予告することなく、本サービスの取り扱いを一時停止または中止することがあります。

### (3) 利用可能な預金科目

本サービスが利用できる預金口座は、次のとおりとします。

#### ① 振込資金引落指定口座

契約者名義の普通預金または当座預金

#### ② 振込資金入金口座

振込依頼にあたって契約者が指定した次の預金口座とします。

##### i) 総合振込

当行または当行以外の全銀システム加盟金融機関(以下「他行」といいます)の国内本支店にある普通預金、貯蓄預金または当座預金

ii) 給与振込

受給者があらかじめ指定した、当行または他行の国内本支店にある、受給者本人名義の普通預金または当座預金

### 第3条【サービスの開始・変更・廃止】

#### (1) 本サービスの利用開始、変更

① 利用申込書等の提出

契約者が本サービスを利用開始または変更する場合は、利用申込書その他当行所定の書類に必要な事項を記入、記名のうえ、当行あて届出印を押印して提出することとします。

② ファクシミリ機器の疎通確認

利用開始にあたって契約者は、事前に当行所定の方法により本サービスで使用するファクシミリ機器の疎通確認を行なうこととし、ファクシミリ送受信が正しく行なわれることを確認することとします。

#### (2) サービス種類・内容の変更、廃止

当行は、当行の都合により、本サービス契約におけるサービスの内容、種類を変更することができることとします。また、相当な期間の事前の告知を以って本サービスを停止、または廃止することができることとします。この場合、契約者は当行に対し、いっさいの異議を申し立てないこととします。

### 第4条【利用責任】

契約者は、本利用規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用することとします。

### 第5条【本人確認、依頼内容の確定、安全性の確保等】

#### (1) 振込依頼の方法

① ファクシミリ送信による場合

振込依頼書のファクシミリ送信により本サービスを利用する場合、契約者はあらかじめ当行に届け出た回線番号(以下「届け出回線番号」といいます)のファクシミリ機器から振込依頼書を当行ファクシミリ振込センターあてに送信することとします。

② PB振込による場合

PB振込により本サービスを利用する場合は、利用申込書によりあらかじめ当行に届け出た暗証番号(以下「暗証番号」といいます)を入力し、振込明細を当行ファクシミリ振込センターあてに送信することとします。

#### (2) 契約者の取引意思確認

上記(1)に基づく振込依頼において、届け出回線番号・暗証番号が当行に届け出たものと一致した場合、当行は次の事項を確認できたものとして取り扱います。

① 当該振込依頼が契約者の有効な意思による申し込みに基づくものであること。

② 当行が受信した振込依頼が真正なものであること。

#### (3) 届け出回線番号・暗証番号の管理

① 当行は、上記(1)(2)の定めにしたがって取り扱ったうえは、届け出回線番号・暗証番号につき不正使用・盗用および振込明細の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、

当行の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。暗証番号は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。なお、当行職員がこれらの内容を契約者に尋ねることはありません。

- ② 暗証番号が第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は速やかに当行所定の時間内に当行に届け出ることとします。この届け出の前に契約者に生じた損害について、当行は責任を負いません。暗証番号を失念した場合、契約者は、第6条に定める取りまとめ店の店頭にて当行所定の書面により照会することとします。
- ③ 契約者が届け出回線番号以外のファクシミリ機器からファクシミリによる振込依頼を行なった場合、本サービスを利用することができません。また、届け出と異なる暗証番号の入力を当行所定の回数以上連続して行なったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止する場合があります。

## 第6条【取りまとめ店】

契約者は、振込資金引落指定口座の預金店を次のすべての業務を担う営業店(以下「取りまとめ店」といいます)として指定することとします。

- ① 振込明細の発信営業店となる。
- ② 振込資金・振込手数料の決済を行なう。
- ③ 利用申込書・解約届・振込金受取書等、本サービスにかかる各種帳票類の受け渡し窓口となる。
- ④ その他本サービスに関して契約者と当行の窓口となる。

## 第7条【利用限度額、振込依頼内容】

### (1) 利用限度額

本サービスにおける振込み1件あたりの利用限度額(上限)は、契約者の意思に基づき10千円単位で指定することができます。特に指定がない場合は、当行所定の金額となります。なお、利用限度額を超えた振込依頼については、当行は処理する義務を負いません。

### (2) 振込依頼内容

当行は第5条第1項の方法により送信された振込明細の内容を振込依頼内容として取り扱います。

## 第8条【振込明細の送信受付時限】

### (1) 内訳サービスの種類および送信完了時限

当行が契約者から受け付ける内訳サービスの種類(総合振込または給与振込)は、契約者が利用申込書であらかじめ指定したものとし、契約者は利用可能時間内かつ本利用規定別表記載の受付最終日・送信受付時限までに振込明細の送信を完了させることとします。

### (2) 振込明細の受付開始日

振込明細の送信受付開始日は、総合振込明細・給与振込明細とも振込指定日の27日前(当日が銀行休業日の場合はその翌営業日)とします。

## 第9条【振込契約の成立等】

### (1) 振込依頼内容の確定時期

振込依頼内容は、契約者が振込明細の送信を完了した時点で確定することとします。

### (2) 承認操作、振込意思確認

#### ① 振込依頼の承認操作

当行は振込明細の送信を受け付けた後、届け出回線番号あてに「確認書」を送信しますので、契約者は当行センターの受信内容が正しいことを確認し、当行所定の時限までにプッシュホン電話機か

ら「振込依頼の承認」操作(または「振込依頼の取り止め」操作)を行なうこととします。この場合、契約者はプッシュホン電話機から暗証番号を入力することとします。

なお、振込明細の送信後 15 分を経過しても「確認書」が送信されない場合は、契約者は直ちに(午後 5 時を過ぎている場合は翌営業日の午前 9 時以降速やかに)取りまとめ店あてに照会することとします。この照会がなかったことに起因して契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

#### ② 振込意思確認

当行は上記①の「振込依頼の承認」操作をもって契約者の振込意思確認が完了したものとみなします。

#### ③ 承認操作の遅延

「確認書」の送信後、契約者が当行所定の時限までに「振込依頼の承認」操作を行わない場合、当行は当該振込依頼がなかったものとして取り扱います。

### (3) 振込資金の引き落とし

当行は、契約者の承認操作完了後、本利用規定別表に記載の「振込資金引落処理開始時刻」以降、当行の普通預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、振込資金を振込資金引落指定口座から自動的に引き落とします。

### (4) 総合振込・給与振込契約の成立

総合振込・給与振込契約は、確定した振込依頼内容に基づき、振込資金を当行が振込資金引落指定口座から引き落とした時に成立するものとします。

### (5) 振込通知の発信

前項により総合振込・給与振込契約が成立したときは、当行は、振込依頼内容に基づいて振込通知を発信します。

## 第 10 条【本サービスの利用不能】

次の場合、契約者は本サービスを利用することができません。この場合当行は、契約者に通知することなく、当該総合振込依頼または給与振込依頼がなかったものとして取り扱います。これに起因して契約者が総合振込または給与振込取引を行なうことができず、契約者に損害が発生しても、当行は賠償責任を負いません。

- ① 総合振込・給与振込契約が成立しなかったとき(振込資金引落指定口座が解約された場合を含む)
- ② 第 5 条第 3 項第 3 号(暗証番号の誤入力による利用停止)、第 7 条第 1 項(利用限度額を超えた取引依頼)の規定に該当するとき
- ③ 第 19 条第 1 号および第 2 号(パソコン・通信機器・通信回線等の障害)に規定する事象が発生したとき
- ④ 停電、故障等により端末機において送受信の取り扱いができないとき
- ⑤ 振込資金引落指定口座に関して支払差止または停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき
- ⑥ 契約者に差押等一定の事由が発生し、当該総合振込・給与振込の取り扱いにつき当行が不相当と認めたとき
- ⑦ その他当行が契約者における本サービスの利用を停止する必要があると認めたとき

## 第 11 条【当行の振込手続き基準】

当行は送信された振込依頼内容に基づき、給与振込明細については振込指定日に受給者の振込資金入金口座へ入金されるよう振込手続きを行ない、総合振込明細については振込指定日に振込手続きを行い

ます。

## 第12条【支払開始時期】

受給者に対する給与振込資金の支払開始時期は、仕向先金融機関が当行の国内本支店の場合は振込指定日の午前9時、他行の国内本支店の場合は振込指定日の午前10時とします。また、総合振込の場合は振込金が支払い先の振込資金入金口座に入金されたときとします。

## 第13条【振込依頼の内容訂正、取消】

第9条第4項に定める総合振込・給与振込契約の成立後は、契約者は送信した振込依頼内容の変更または取消(一部取消を含む)ができません。

## 第14条【振込の訂正・組戻】

振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合、当行は次により取り扱います。

### ① 振込の訂正

振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、取りまとめ店の窓口において次の訂正の手続きにより取り扱います。ただし、振込先の金融機関名・支店名または振込金額を変更する場合には、次号に定める組戻の手続きにより取り扱います。

- i) 訂正の依頼にあたって契約者は、当行所定の振込金訂正組戻依頼書に、振込資金引落指定口座の届出印(以下「届出印」といいます)により記名押印して提出することとします。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ii) 当行は、振込金訂正組戻依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

### ② 振込の組戻

振込依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、当該取引のとりまとめ店の窓口において次の組戻の手続きにより取り扱います。

- i) 組戻の依頼にあたって契約者は、当行所定の振込金訂正組戻依頼書に、届出印により記名押印することとします。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- ii) 当行は、振込金訂正組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- iii) 組戻された振込資金は、振込金訂正組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、契約者は当行所定の領収書に届出印により記名押印のうえ提出することとします。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

### ③ 訂正または組戻不能の場合の取り扱い

前2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、契約者は受取人との間で協議することとします。

### ④ 振込金訂正組戻依頼書の取り扱い

振込金訂正組戻依頼書に使用された印影と届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

## 第15条【取引内容の確認】

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

## 第16条【振込明細の廃棄】

次に該当する場合、当行が契約者から受信した振込明細を当行の判断により契約者に通知することな

く廃棄することとし、この場合に契約者に生じた損害について当行は賠償責任を負いません。ただし、第9条第3項に定める振込資金引落処理開始時刻に振込資金引落指定口座の支払可能残高が総合振込または給与振込資金の合計金額に満たない場合で、当行が取扱可能と判断した場合は総合振込・給与振込の取組を行なうことがあります。

- ① 第10条各号の定めにより、本サービスの利用が不能となったとき
- ② 銀行法に定める銀行の営業日以外の日を振込指定日とする振込明細を送信したとき、または利用可能時間以外の時間に振込明細を送信したとき
- ③ 第8条第1項に定める受付時限経過後に契約者が振込明細を送信したとき、またはこの受付時限までに送信が完了しなかったとき
- ④ 第9条第2項に定める時刻までに「振込依頼の承認」操作がなされないとき、またはFAX送信当日中に承認操作がなされないとき

## 第17条【手数料】

### (1) 手数料の種類

#### ① 月額基本手数料

本サービスの利用に際しては、当行所定の月額基本手数料を毎月支払っていただきます。

#### ② 振込手数料

総合振込サービス・給与振込サービスの利用にあたっては、当行所定の振込手数料を支払っていただきます。

#### ③ 組戻手数料

第14条第2号に定める組戻の受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前号の振込手数料は返却しません。ただし、組戻ができなかったときは組戻手数料を返却します。

また、第14条第1号ただし書きにより組戻手続きを行うときも、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、再振込手数料はいただきません。

### (2) 手数料金額

前項に掲げる手数料金額は、当行が制定する「エレクトロニックバンキングサービス手数料一覧表」に記載します。

### (3) 支払方法

#### ① 月額基本手数料

月額基本手数料は、当月分について翌月の当行所定の日(6日、当日が銀行休業日の場合は翌営業日)に、当行の預金規定または当座勘定規定の定めにかかわらず預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の呈示なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落指定口座(以下「手数料引落指定口座」といいます)から自動的に引き落とします。なお、1か月に満たないサービス提供期間についても、1か月分の月額基本手数料をいただきます。

#### ② 振込手数料

振込手数料は、総合振込・給与振込とも振込指定日に、前号の取り扱いに準じて手数料引落指定口座から自動的に引き落とします。ただし、当行が認めた場合は、契約者があらかじめ指定することにより、毎月第1営業日から最終営業日までに発生した振込手数料を翌月の当行所定の日、手数料引落指定口座から自動的に引き落とす方法とすることもできます。

#### ③ 組戻手数料

本項第1号の取り扱いに準じて、当行が契約者あて請求した日に、その都度手数料引落指定口座か

ら自動的に引き落とします。

## 第18条【届出事項の変更】

### (1) 変更の届け出

暗証番号、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号、届け出回線番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の書面により取りまとめ店に届け出ることとします。この届け出前に契約者に生じた損害については、当行は賠償責任を負いません。

なお、「振込資金引落指定口座」を変更する場合、契約者は本サービスをいったん解約のうえ、あらためて申し込みし直すこととします。

### (2) 通知等の延着、未着

前項による届出事項の変更の届け出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第19条【免責】

次の各号の事由により振込金の入金不能、または入金遅延等があっても、これによって契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

- ① 契約者の端末機が故障したとき、契約者が端末機を誤操作したとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 他行の責に帰すべき事由があったとき
- ④ 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ⑤ 当行が受信した振込依頼内容に瑕疵がある場合

## 第20条【解約】

### (1) 当事者の都合による解約

本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。

### (2) 通知の延着、未着

前項の通知を当行が書面により行う場合において、当行が契約者あて解約の通知を、届け出の住所あてに発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### (3) 長期間取引がない場合の解約

本サービスについて1年以上の期間にわたり取引がない場合、または届出事項を変更した場合で第18条第1項の規定に基づく変更の届け出がない場合は、当行は本サービスを解約することがあります。

### (4) 当然解約

契約者に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は契約者になんら通知を発信することなく即時に本サービスを解約することがあります。

- ① 「支払の停止」または「破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立」があったとき
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 相続の開始があったとき
- ④ 住所変更の届け出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不

明になったとき

- ⑤ 契約者が第17条に定める手数料を支払わないとき
- ⑥ 利用申込書または本規定に基づく届け出事項について虚偽の事実があることが判明したとき
- ⑦ 契約者が本規定の各条項に違反したと当行が認めたとき

#### (5) 当行の判断によるサービスの一時中止または解約

当行は、契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認めた場合、契約者に通知することなく本サービスの利用を一時中止または解約することがあります。

#### (6) 処理の中止

本サービスの契約が解約等により終了した場合、その時点までに振込・振替の処理が完了していない取引依頼については、当行はその処理を継続する義務を負いません。

### 第21条【関係規定の適用・準用】

#### (1) 預金規定等

本規定に定めのない事項については、当行所定の「普通預金規定(総合口座取引規定を含む)」「貯蓄預金規定」「当座勘定規定」の定めにより取り扱います。

#### (2) 振込規定

振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、「くはまぎん」振込規定」を準用します。

### 第22条【利用規定の変更】

本規定に変更の必要がある場合は次により取り扱います。

- ① 本規定を変更する場合は、変更する日の1か月前までに、当行のホームページに「変更する旨」と「変更後の本規定全文」を掲載します。なお、書面による「変更後の本規定全文」が必要な場合、契約者は当行の本支店あてに請求することとします。
- ② 本規定の変更後に契約者が新たに本サービスを利用したときは、「変更後の本規定」を承認したものとみなします。

### 第23条【有効期間】

本サービスの提供期間は利用申し込みの日から1年間とします。ただし、期間満了の2か月前までに契約者または当行が相手側に対して別段の意思表示を行わない場合は期間満了日の翌日からさらに1年間継続することとし、以降も同様とします。

### 第24条【権利の譲渡、質入れ禁止】

契約者は本サービスの利用契約に関するいっさいの権利を、当行の書面による承諾なく第三者に譲渡し、または質入れすることはできません。

### 第25条【合意管轄裁判所】

本サービスの利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、当行の本店所在地を管轄する裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

以上



《利用規定別表》

- ★ 利用可能日はいずれも銀行休業日を除く月曜日～金曜日です。
- ★ 本サービスの振込明細は振込指定日の27日前(当日が銀行休業日の場合はその翌営業日)から受付可能です。

処理内容・依頼明細の種類・あて先区分			利用可能時間等
(1) 振込明細の送信受付時間(受付最終日を除く)			9:00～16:00
(2) 振込明細受付最終日 受付時間	給与振込明細	他の金融機関(他行)あて振込を含む	振込指定日の3営業日前の16:00まで
		当行本支店あて振込のみ	振込指定日の1営業日前の11:00まで
	総合振込明細	他行あて振込、当行本支店あて振込とも	振込指定日の1営業日前の16:00まで
(3) 「振込依頼の承認」 操作時間	給与振込明細	他行あて振込を含む	振込指定日の3営業日前の16:15まで
		当行本支店あて振込のみ	振込指定日の1営業日前の11:15まで
	総合振込明細	他行あて振込、当行本支店あて振込とも	振込指定日の1営業日前の16:15まで
(4) 振込資金引落処理 開始時刻	給与振込明細 ※	他行あて振込分	振込指定日の2営業日前の0:00
		当行本支店あて振込分	振込指定日の0:00
	総合振込明細	当行本支店あて振込分・他行あて振込分とも	振込指定日の0:00

※ 給与振込明細の中に他行あて振込分と本支店あて振込分の両方が混在している場合、振込資金の引き落としはそれぞれの区分にしたがって別々の処理となります。

以上